

別表

特別控除額表

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること	49 万円			
	(2) 就学者のいる世帯であること（就学者1人につき）	小 学 校		8 万円	
		中 学 校		16 万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国・公立	28 万円	47 万円
			私 立	41	60
		高等専門学校	国・公立	36	55
			私 立	60	80
		大 学	国・公立	59	102
			私 立	101	144
		専修学校	高等課程	国・公立	17
			私 立	37	46
			専門課程	国・公立	22
			私 立	72	112
	(3) 障害のある人がいる世帯であること	障害のある人1人につき 86 万円			
B 本人を対象とする控除	(4) 長期に療養を要する人がいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする			
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			
	(1) 申込者本人が大学又は専修学校専門課程に進学予約申込者である場合	59 万円			
				自宅通学	自宅外通学
	(2) 大学・短期大学に在学中である者		国・公立	28 万円	72 万円
			私 立	44	87
	(3) 高等専門学校に在学中である者		国・公立	36	55
			私 立	60	80
	(4) 専修学校に在学中である者	専門課程	国・公立	20	60
			私 立	37	76
		高等課程	国・公立	17	27
			私 立	37	46

- 備考 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。
ただし、高等学校へ進学または在学する者及び高等専門学校へ進学する者の場合は、申込者も対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの控除額を合せて控除することができる。
- 3 A欄の「(3) 障害のある人がいる世帯であること」による控除は、申込者を含む。